													(1003)	
	政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管理の実施							担当部局課室名 行政管理局(企画調整課 報システム企画課、管理				行政管理局企画調整課長 阪本 克彦 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 行政管理局管理官 大槻 大輔	
	政策の概要		運営の見直し・改善を図るととも 的な実施を推進する。	こ、各省に共通する行	丁政制度を 1	き理することにより、行	「政の総合	的かつ効率的・				分野【政策体系上 の位置付け】	行政改革·行政運営	
基之	本目標【達成すべき目標及び目標 設定の考え方・根拠】		運営の改善・効率化を実現するため、行政手続制度、行政不服を						推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上 <運用する。			政策評価実施 予定時期	平成28年8月	
			測定指標			目標(値)		年度ごとの	目標(値)					
	施策目標	(数=	字に〇を付した測定指標は、主	基準(値)				年度ごとの実績(値)		実績(値)	測定指	標の選定理由及び目	標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		要な	測定指標) 		基準年度		目標年度	26年	F度	27年度				
		1 7 学	各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標>	1,450	24年度	542	30年度	1,1	49	1,045	・「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数(24年度:約1,500)を半数近くまで削減することとされている。 ・目標値としていた情報システム数「871」については、IT国家創造宣言に基づき策定している「政府情報システム改革ロードマップ(平成25年12月20日各府省情報と統括責任者(CIO)連絡会議決定)」の中で、各府省の個々の情報システムについて、統廃合、政府共通プラットフォームへ移行等に、一る見込みの削減数を取りまとめた結果の数値。平成27年3月4日付で、「IT			
スの向			() JI					1,238(2 ※26年度実績† 取りまと	直は28年3月に	_	たまた、またと、またと、またと、またと、大利と、いうでは、いらいでは、いっちには、ないでは、ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	た、政府共通プラットスとして統合・集約されないできまれていることと同様の理由から、なりとの迅速かつ柔軟なな、のの迅速かつで表すない。大り削減を実現する。	プ」が改定され、見込み削減数が見直され フォームへ移行するシステムについては、情 れていることから、IT国家創造宣言上のシス を踏まえ、目標値を「542」と修正。 年度毎の目標値についても修正。 効率化と縦割りを打破したシームレスな連 対応力の向上を図り、効率的な行政運営と ては、内閣官房と連携しつつ実施	
	活用して政府全体の行政サービ)向上を進めるとともに行政運営 効率化を実現すること		※務改革取組方針の改定	各府省における業		各府省の業務改革 の推進による行政運		社会保障・税番に係る業務を始省における業務図る。	号制度の導入 めとして、各府 改革の推進を	業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については 黄展開を促し、より一層の業務 の効率化・高度化、国民の負担 怪滅・利便性向上等を図る。	た。 務 「公務員の給与改定に関する 定)において、情報通信技術を を始めとする行政事務・事業の		収扱いについて」(平成25年11月15日閣議決 活用した業務改革の推進、地方支分部局等 整理、民間委託、人事管理の適正化等行 -推進する等の措置を請ざることとされてい 派の基本方針20141(平成26年6月24日関議	
			2	2	2	<アウトブット指標>	務改革の推進方策 の検討	25年度	の推進による行政通営の効率化及び行政サービスの向上	2/年及	「国の行政の業 る取組方針」(平 務大臣決定)を注 の様々な決な業務で の取組状況、公表 じ、業務の効率 じ、業員担軽減・ を実現。	成26年7月総 策定し、各府省 (革を推進。そ 成27年1月に 長。これらを通 化・高度化、国	_	

		1	 	1	 			T		
	申請・届出等手続におけるオン				00 <i>/</i> = +	平成25年度値以上	平成26年度値以上	「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び		
3	フイン利用半 <アウトブット指標> 	41.2%	24年度	70%以上	33年度	45.4% (平成27年12月28日追記)	_	- 国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。		
				新しい独立行政法 人制度の円滑な運 営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。	新制度移行後においても、運 営実態等を適切に把握し、調 違に関する新たなルールを策 定するなど、必要な対応を行 う。	新しい独立行政法人制度が平成27年4月から施行されたが、平成26年度		
4		新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度			平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標。評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	_	は今回の独立行政法人改革を実現するに当たっての新制度への移行準備を行い、平成27年度は新制度の下で各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。		
	行政手続制度に基づき、標準 処理期間を定めているものの 割合 〈アウトプット指標〉		21年度	平成21年度値以上		実績を把握した上で、より多く の処分について標準処理期間 が設定されるよう周知。	実績を把握した上で、より多く の処分について標準処理期間 が設定されるよう周知。	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の 迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の教済に つながることから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準		
5		41.2%				標準処理期間が未設定である ものについては、事案の蓄積 等を踏まえ、設定に努めるよう 通知を発出し周知した。 53.0%(平成24、25年度)	_	として目標値を設定)。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。		
6		新しい行政不服審 査制度の創設に向 けた検討を開始		- 英山 () 行政 不服 室	28年度	新しい行政不服審査制度の各 種規定等の整備	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施	改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えな		
	行政不服審査制度の見直し 〈アウトブット指標〉		24年度			改正行政不服審査法の成立 (平成26年6月13日公布) 政令等の検討の実施	_	い範囲で政令で定める日施行)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。		
						新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。			
7	7		か月以内に審査請求が処理さ	23.9% (国:32.0% 地方:15.7%	21年度	平成21年度値以上		平成26年度の研修会、セミナー 等(15回)において、制度の趣 旨等を周知し改善を図った。 ※施行状況調査を平成27年度 以降実施予定 参考:平成23年度実績 22.1% 国 43.6% 地方 5.6%	_	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の教済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標を設定)。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。
	45	3 ライン利用率	3 ライン利用率	3 ライン利用率	3 ライン利用率 《アウトブット指標》 41.2% 41.2% 41.2% 41.2% 41.2% 41.2% 25年度 新しい独立行政法人制度の円滑な連 がの割設に向けた検討 7 でアウトブット指標》 41.2% 41.2% 41.2% 41.2% 41.2% 21年度 平成21年度値以上 が及不服審査制度の見直し 《アウトブット指標》 「行政不服審査制度の見直し、アウトブット指標》 7 か月以内に審査請求が処理された件数の割会 れた件数の割会 「国:32.0% 第132.0% 21年度 平成21年度値以上	3 ライン利用率 〈アウトブット指標〉 41.2% 24年度 70%以上 33年度 4 独立行政法人制度改革への対 応 〈アウトブット指標〉 新しい独立行政法 人制度の創設に向けた検討 25年度 営 新しい独立行政法 人制度の円滑な運 27年度 5 利産の円滑な運 41.2% 21年度 平成21年度値以上 27年度 ⑥ 行政不服審査制度の見直し 〈アウトブット指標〉 新しい行政不服審 査制度の創設に向けた検討を開始 24年度 行 全4年度 査制度の適切な施 行 28年度 7 行政不服審査制度について、3 れた件数の割合 れた件数の割合 23.9% (国:32.0%) 21年度 平成21年度値以上 27年度	24年度 14.2% 24年度 70%以上 33年度 25年度 70%以上 33年度 25年度 25	24年度 10% 1		

			国の行政機関等における情報						平瓦	成24年度値以上 平成24年度値以上 (100%を目指す)			
	、機関等の情報公開・個人 制度の適正かつ円滑な運		公開制度において、期限内に 開示決定等がされたものの割	行政機関:99.9% 独立行政法人等: 99.2%	24年度	平成24年度値以上 (100%を目指す)		27年度	行政機関: 99.9% 独立行政法人等: 99.7% (平成27年12月28日追記)		_		
用により	、行政の信頼性及び透明性 国民の権利利益の保護を		国の行政機関等における個人			平成24年度値より減 少 (10%減を目指す)			平成24年度値より減少 行政機関:306件 独立行政法人等:572件 (平成27年12月28日追記)		平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	行政機関等において個人情報の適切な管理を実 等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益 れるため、また、施行状況調査の実施等により行	の保護につながると考えら
		9	情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数 (行政機関及び独立行政法人等) 《アウトプット指標》	行政機関:475件 独立行政法人等:622 件	24年度						_	用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の流かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、標及び目標値を設定(平成24年度実績値を基準として目標値を設定)。※左記の基準(値)及び目標(値)においては、配送を請け負った事業者よる誤送付及び紛失に係るものを除く。 (参考)22年度実績:行政機関:282件、独立行政法人等:717件23年度実績:行政機関:401件、独立行政法人等:664件	
	達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※					関連する 指標(※3)	達成手段の概要等		平成27年度行政事業 レビュー事業番号	
(1)				25年度 260百万円 (201百万円)		26年度 27年度 217百万円 214百万F			1~9	スを向上。 へ独立行で政法人通則 人の業務運営を基本移注 の機関個人は、一次の 大の業務運営報報を 大の業務運営報子を 大の業務・理化・力が で、力が、 に成里の行政機関 で、力が、 で、一ので、ので、力が、 で、力が、 で、力が、 で、力が、 で、力が、 で、力が、 で、ので、力が、 で、ので、力が、 で、ので、力が、 で、ので、ので、力が、 で、ので、力が、 で、ので、力が、 で、ので、ので、かが、 で、力が、 で、力が、 で、力が、 で、の、で、かが、 で、の、で、かが、 で、の、で、かが、 で、の、で、かが、 で、の、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、かが、 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	は、共通的なルール(行政手続法等)について、各行政機関の運 後、国民の利便性の向上を図る。 適化計画及び新たなオンライン利 及び国民の利便性を向上。 (ム) はいる標準処理期間を定めている。 が方公共団体における3か月と におけるオンライン利用率:70% における情報公開制度において、 における個人情報保護制度においる。 における個人情報保護制度においる。 における個人情報保護制度においる。 における個人情報保護制度においる。	0001	

(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	_	_	_	4	称、目的、業務の範囲	囲等に関する事項を5 この見地から行う事務	≧める法律と相ま	通の事項を定め、各独立行政法人の名って、独立行政法人制度の確立並びに独 って、独立行政法人制度の確立並びに独 な実施を図り、もって国民生活の安定及び	
(3)	行政手続法(平成5年)	_	-	_	5	とによって、行政運営 が国民にとって明らか	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する とによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、そ が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、も 利益の保護に資する。			
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	_	-	-	6,7	行政庁の違法又は7 対する不服申立ての ともに、行政の適正な	みちを開くことによつ	を で、簡易迅速な	こる行為に関し、国民に対して広く行政庁に 手続による国民の権利利益の救済を図ると	
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	_	-	-	9				かんがみ、行政機関における個人情報の取 かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利	
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	_	-	-	9	個人情報の取扱いに	いて個人情報の利用 関する基本的事項を りつつ、個人の権利和	定めることにより	ことにかんがみ、独立行政法人等における 」、独立行政法人等の事務及び事業の適正	
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年)	_	-	_	8	国民主権の理念にの保有する情報の一層 れるようにするととも	つっとり、行政文書の開 の公開を図り、もって に、国民の的確な理角	引示を請求する権 政府の有するそ なと批判の下にあ	利につき定めること等により、行政機関のの諸活動を国民に説明する責務が全うさらる公正で民主的な行政の推進に資する。	
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年)	_	_	_	8	情報の提供につき定	めること等により、独	立行政法人等の	記利及び独立行政法人等の諸活動に関する 保有する情報の一層の公開を図り、もって 務が全うされるようにする。	
							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
	政策の予算額・執行額		217百万円	214百万円		係する内閣の重要政 5針演説等のうち主な	世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日(平成26 年6月24日改 定)(平成27年 6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンスト(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供(3)国・地方を通じた行政情報システムのお	川度の活用 共
							第186回国会(常会) 総務委員会におけ る総務大臣所信表 明		「国民に広く申し立ての道を開く行政不服署性の向上、使いやすさの向上、国民の救済から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改立いります。」	手段の拡充、拡大の観点

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

^{※2} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※3} 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「一」となることがある。